

3.11

大震災

特別企画

# 大震災の記録保存に努力しよう

Let us collect and preserve all the records of the Great Disaster

■長尾 真(国立国会図書館長)

## ▼記録保存の重要性

東日本大震災は歴史的に災害の多い日本においてもひととき大きな損害を与えた災害であった。それは今もなお続いている。その間に被災地では多くの人命が失われ、生き延びた人たちも多くのものを失った。そして地域社会が徹底的に破壊されてしまったということと、原発事故という点でも経験したことのないことである。

テレビで放映された津波の映像を見ることによって、巨大な津波は波といったものでなく、高い水の壁が押しよせてきて、すべてのものを押し流し、また引いてゆくということが分かった。こういった記録を見ることなしに大きな船がコンクリート建ての3階の上に乗ってしまっている光景を理解することは不可能である。このような津波の状況は三陸海岸の入江の町ごとにいろいろと違った様相を見せているので、そういったすべての場所での津波の記録はこれからの町の再建と、地形と津波に関する研究にとって不可欠の情報であるといえるだろう。

今回の災害では、発生直後から個人やさまざまな組織・機関によって多様な情報が記録されてきている。これらは、被災者の発言やメモ類、メディアや個人が撮影した写真・ビデオ等の映像情報、出版物、インターネット上のWebサイト、SNS等のITメディア、政府、国会、地方自治体等の取り組みについての文書、ボランティア団体等民間の取り組みについての文書、各種の学術情報、自然現象に関する各種データ、社会的、経済的、文化的な活動に関する記録等からなり、形態においても内容においても多

種多様である。今回の記録の特徴としては、写真だけでなく映像が多いこと、作成主体の数が多いこと、インターネット上の各種サイト、ブログ等で公開されているものが多いこと等が挙げられる。また、インターネットを通じて提供されるSNSは、災害発生後、通信手段として重要な役割を果たしたが、このようなインターネット上で提供されるサービスも記録として重要な意味を持つ。

震災のあとの毎日が被災者にとってどのような日々であったかという記録や、町村や市、県、また国がどのような救済・復興策をとってきているかといったことの記録も将来大切な情報となるものである。今回は阪神・淡路大震災のときよりもはるかに多くのボランティアの人たちの活動があったが、こういったことの実態を把握しておくことも大切である。こういった活動の中で被災した人たちがどのように辛抱し、また勇気づけられ、復興に向かって立ち上っているかということは種々のメディア関係のインタビューによっても記録されてきている。

このように種々さまざまな記録が存在しているのであるが、これらは時がたつにつれて散逸し、また捨てられてゆく。捨てられないとしても、どこにどのような記録が存在しているかが分からなくなってしまいう可能性が高い。したがってこれらの記録を体系的に収集し、保存し、後世に伝えることは我々の使命であるということができよう。これらの記録は災害の全体像をとらえるため、また種々の学問的立場から分析して、今後またいつか起こるであろう大災害とそれに伴う損害をできるだけ少なくするために役立てねばならない。

## ▼米国での記録保存の事例

日本は記録文書がよく作られ伝えられてきた国であると言われているが、米国の最近の事例としてニューヨークの9.11事件とメキシコ湾でのハリケーン・カトリーナの記録の収集について簡単に述べておこう。2001年9月11日の同時多発テロについては米国連邦議会図書館がワシントン大学、ニューヨーク州立大学およびインターネット・アーカイブ社の協力を得て2001年9月11日から同年12月1日までの間、アメリカ国内外の個人および団体が作成した9.11事件に関するWebサイトを収集・分類し、メタデータを付与しコレクションとして構築した。このアーカイブ「Minerva」で閲覧可能なサイト数は2,313であるが、さらに外部の約3万の関連サイトにもリンクされている。これらはサイトの作成者名、作成者の種別(政府機関、報道機関、教育機関、個人など)と国名、言語によって分類されている<sup>☆1</sup>。

米国連邦議会図書館のもう1つのプロジェクトでは、ニューヨーク市立大学、ジョージ・メイソン大学等と共同で、9.11事件に関する電子メールその他の電子的通信4万通以上、体験談4万件以上、デジタル画像1.5万点以上を含む15万点以上のデジタル資料を集めている<sup>☆2</sup>。またそのほかには民俗学者等がアメリカ国民の反応や目撃者の話などを数カ月にわたって収集したのもも保存している。これらの一部分は議会図書館のWebサイトで利用することができる<sup>☆3</sup>。このような活動のほかに2002年11月には連邦議会に独立調査委員会を設置し、多くの記録を収集し、それに基づいて2004年に報告書を刊行した。そのときの収集資料は国立公文書館に移管され一部が公開されている<sup>☆4</sup>。

ハリケーン・カトリーナによる災害についても連邦議会図書館はインターネット・アーカイブ社、カリフォルニア・デジタルライブラリー等と提携し、2005年9月4日から11月8日までの間、関係する1,700のWebサイトの情報を収集した。この6,100万ページのテキストは全文検索が可能となつて

いる<sup>☆5</sup>。またアメリカ民俗センターはヒューストン大学と共同でハリケーン生存者の証言を収集するオーラルヒストリー・プロジェクトを行っている<sup>☆6</sup>。

## ▼東日本大震災の記録保存への取り組み

現在行われている取り組みとして防災科学技術研究所による「東日本大震災：公民協同災害復興まるごとデジタルアーカイブ」プロジェクトがある<sup>☆7</sup>。これは、失われた地域の『過去』の記録を再生し、被災した『現在』を記録し、今後の復興に向けたまちづくりの『未来』を描くことを目的とするものである。Yahoo! JAPANは、投稿された写真を地図上にマッピングしていく「東日本大震災 写真保存プロジェクト」を行っている<sup>☆8</sup>。Googleその他も類似のことをしている。

国立国会図書館では2010年4月から国立国会図書館法に基づいて国や地方自治体等のWebサイトの収集を本格的に行ってきたが、今回の震災直後から被災地の都道府県・市町村のWebサイトを通常のスケジュールとは別に緊急に収集している<sup>☆9</sup>。国立国会図書館法では、企業や私的な団体や個人のWebサイトを許諾なく収集する権限は持たないが、幸いにもインターネット・アーカイブ社はそれらのWebサイトの収集をしようと言ってきたので、関係するサイト名を連絡し集めてもらっている。ハーバード大学でも同様のアーカイブを行うと言っており、協力している。

政府に設けられた復興構想会議は6月25日、報告書「復興への提言～悲惨のなかの希望～」を提出した。その中には情報通信技術を利用して復興のため

☆1 <http://lcweb2.loc.gov/diglib/lcwa/html/sept11/sept11-overview.html>

☆2 <http://911digitalarchive.org/>

☆3 [http://memory.loc.gov/ammem/collections/911\\_archive/](http://memory.loc.gov/ammem/collections/911_archive/)

☆4 <http://www.archives.gov/research/9-11/>

☆5 <http://websearch.archive.org/katrina/>

☆6 <http://www.loc.gov/today/pr/2005/05-213.html>

☆7 <http://all311.ecom-plat.jp/index.php?gid=10127>

☆8 <http://shinsai.yahoo.co.jp/archive/index.html>

☆9 [http://warp.da.ndl.go.jp/WARP\\_disaster.html](http://warp.da.ndl.go.jp/WARP_disaster.html)

の支援情報や地域医療などの連携強化のための情報を提供することなどとともに、「鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する」ことを復興構想7原則の中に明記した。

この報告書の中に記録保存の重要性を明記するように国立国会図書館も働きかけを行ったが、この提言によってその重要性が社会全体に認識されることになったことは大変喜ばしい。今後我々がすべきことはその具体化であろう。今後一定の期間を経て、生活基盤の再建の見通しがついた段階で、記録全体の把握、管理、保存、公開に向けた取り組みが必要となる。

記録が長期にわたりさまざまな主体によって作成されることを考えると、1つの機関、場所に集中して集め、保管することは現実的ではない。学術研究機関、図書館、文書館等の機関はそれぞれの使命に基づき、記録を収集、保存し公開可能な形にしておくことが必要である。たとえば、文書での記録やインターネット情報の収集については、国立国会図書館が中心になることが考えられるし、他機関が収集するその他の形態の記録等を含めた一体的なアクセスを保障する総合システムの構築についても、国立国会図書館のこれまでの実績を踏まえるならば、果たすべき役割は大きいと考えている。

このように、記録の種類によって保存にかかわる各機関の役割分担を明確化するとともに、それらの間の連携協力により恒久的なアクセスを保障する枠組みを構築することが必要である。これらの記録の保存のためにはすべてデジタル化しデータベース化することが必要であるし、長期の保存にも費用や技術が必要となり、そのための予算も保障されねばならない。また個人情報を含む記録については、プライバシーを尊重し、利用、アクセスについて社会的な合意を形成することも重要である。

以上のことを実現するためのタイムスケジュールについて考えてみよう。第1ステップとしては、それぞれ記録を持っているところがそれを捨てず散逸

させずに保持するよう呼びかける。第2ステップとしては、記録の種類（文書、音声、写真、映像、数値データ等）によって収集するセンタを決めて集める作業をする。その際、その記録に関するメタデータ（記録作成者、時、場所、内容、……）もできるだけ正確に付けることが大切である。そのようなメタデータのない記録の学問的価値は半減するからである。そして第3ステップとしてこれらの記録をすべてデジタルの形態で扱えるようにして、関係する情報をメタデータを頼りに横断検索して入手できる検索システムを作る。第1ステップは1年、第2ステップには2、3年が必要となるのではないだろうか。その際記録の種類に応じてどれだけの記憶容量を必要とするかも推定しなければならない。

### ▼電子書籍システムでできること

被災地の人たちはその日をどう過ごすかが最大の関心事であって、図書館のことは当面関係がないと思われるかもしれないが、子どもたちは本を読みながっている。大人も健康問題などについて多くの質問や課題をかかえているし、自分の家の復旧や保健、税務などの契約についての処理の仕方など、多くのことについて知らねばならないことは山積している。こういったときに必要な本を読むことができれば安心でき、また確かな行動がとれる。

そういったところから学校図書館、公共図書館の復旧も急がねばならない。幸い全国の図書館や個人から多くの書物が寄贈されつつあるが、現地においてはそれらの書物をどのように整理してどこにどのように配布するかというシステムがなく、せっかくの多くの書物が必要なところに届いていない。また図書館の建物が破壊され使えなくなっていたり、書棚もなくなっているなどで、届いた書物を整理して利用できるようにする人手もないという状況である。

そこで1つ考えられることは、必要と思われる数十万冊の書物をデジタル化し、またすでにデジタルデータとして持っている出版社からはそれを出

してもらって1つのデジタルアーカイブに入れて被災地から自由にアクセスできるようにする。そして必要とする学校や公民館、役場などに電子読書端末を大量に配布して、必要な人が必要とするときに必要な書物を読める環境を作ることである。デジタル形式の書物は同時に多くの人が読むことを考えて定価の何十倍かのお金を出版社に支払ってアーカイブに入れてもらうようにすべきだし、電子読書端末は数万台を必要とするだろう。これには百億円規模の予算を必要とするだろうが、数年先に必要となる被災地の図書館の復興のための費用を考えると、現時点で醸出する価値のある金額と考えられる。これは文部科学省が現在検討している義務教育への電子教科書の導入の1つの先行的試行にもつながってゆくものとも考えられ、このモデルを総務省や文部科学省に提案しているところである。

震災で種々のインフラが破壊された中で、情報通信、携帯のネットワークは比較的早く回復したが、これを十分に駆使して被災地の情報不足をなくすことは非常に大切であり、ここに提案していること以外にも役立つ計画はいろいろと考えることができるだろう。

## ▼被災地図書館の復興

被災地の学校図書館、公共図書館などが壊滅的な被害を受けている。貴重書や重要な書類、公文書なども流されたり、塩水につかってしまっている。これらは早急に復旧のための修理をしなければカビが生えて使えなくなってしまう。そこで国立国会図書館から修復の専門家を被災地に派遣して修復作業の指導にあたったが、現地では膨大な量の資料の修復に格闘していて、いつになったら作業が終えられるか見込みがつかない状況である。被災地の図書館の復興には何年かかかるだろうが、その間できるだけの支援をしてゆきたいと考えている。

(2011年6月30日受付)

長尾 真 (名誉会員)  
mngo@ndl.go.jp

1959年京都大学工学部電子工学科卒業。京都大学教授、京都大学総長、情報通信研究機構理事長を経て2007年から現職。

